

東海市選挙管理委員会告示第13号

東海市公職選挙管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月11日

東海市選挙管理委員会委員長 稗 田 とし恵

東海市公職選挙管理規程の一部を改正する規程

東海市公職選挙管理規程（昭和44年東海市選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1号様式の3別紙中

「懲役（禁錮）	年	月」	を「拘禁刑	年	月」に、
「			「		
懲役刑	年間		拘禁刑	年間	
（禁錮刑）	執行猶予	を	罰金刑	執行猶予	に改める。
罰金刑					
		」		」	

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。